



義援金へのご協力、誠にありがとうございました。

日本赤十字社は義援金を100%

被災地にお届けしています。

受 領 証

第 G324-00128645 号

エクセディ健康保険組合 様

¥29,600-

但 令和6年能登半島地震災害義援金として

上記のとおり受領致しました。

令和7年6月20日

(注)この受領証記載の金額は、個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金(ふるさと寄附金)、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

ご協力いただいたこの義援金は、被災地の義援金配分委員会に全額送金されます。本受領証(再交付)の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

日本赤十字社

社長 清家 篤



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3
TEL 03-3437-7081